

障害年金を「存じ」ですか？

病气やけがなどで障害が生じたときに支給される障害年金

ときも含みます。
※老齢基礎年金を受給している方は除きます。

年金制度には、国民年金または厚生年金保険の被保険者である(あった)方などが、身体、知的、精神の障害により日常生活に支障をきたした場合、あるいは日常生活に著しい制限が加えられることにより稼働能力が減少した場合に、生活の安定が損なわれることを防止することを目的として、障害年金の制度が設けられています。

②一定の障害の状態にあること
障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日)に、国民年金・厚生年金保険の障害等級に該当していること。

◆障害年金受給のための条件
次の③つの条件をすべて満たしていることが必要です。

③保険料納付要件を満たしていること
※20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

①初診日に年金に加入していること
障害の原因となった病气やけがの初診日において、国民年金・厚生年金保険に加入していること。20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で日本国内に住んでいる間に初診日がある

障害年金の支給を受けるには本人の支給申請が必要ですが、本人またはご家族による年金の支給申請の手続きが必ず必要です。なお、障害年金の手続きは複雑ですので、手続き

を行う前に米沢年金事務所または役場戸籍年金係に事前にご相談することをお勧めします。相談の際は、障害年金を申請する方の基本的な要件のほか、病歴や障害の状態なども確認しますので、基礎年金番号が分かるものや障害の状態に関する資料をお持ちください。

相談後、障害基礎年金は、役場戸籍年金係または年金事務所、障害厚生年金は、年金事務所に「年金請求書」と添付書類を提出して請求の手続きを行います。

請求には、病歴や年数、障害の部位、配偶者の有無などにより添付書類が異なりますので、事前の相談の際に確認をしてください。



■問い合わせ

◆町民課戸籍年金係

☎85-6129

◆米沢年金事務所

☎0238-2214220

町営住宅入居者を募集します

- ◆住宅 神明アパート
- ◆所在地 白鷹町大字鮎貝2468-10
- ◆募集戸数 一般用 1戸(2階)
- ◆間取り 3DK(6+6+4.5畳+台所+浴室)
- ◆家賃 月額17,100円~45,300円
(所得額などにより異なります)

- ◆住宅 町営宝前町住宅
- ◆所在地 白鷹町大字十王5502-13・5502-14
- ◆募集戸数 一般用 2戸(4号・10号)
- ◆間取り 3DK(6+6+8畳+台所+浴室)
- ◆家賃 4号 月額16,500円~43,900円
10号 月額16,900円~44,800円
(所得額などにより異なります)

- ◆敷金 家賃の3ヶ月分
 - ◆入居資格 住宅困窮者で、入居世帯の収入が公営住宅法の基準以下で、同居する親族がいる方及び暴力団関係者ではない方。
 - ◆募集期間 8月12日(火)~8月25日(月) 午後5時まで
 - ◆入居可能日 9月中旬
 - ◆申し込み 平成25年度の源泉徴収票の写し、平成26年度所得証明書など入居者全員の所得のわかるもの及び住民票謄本を準備のうえ、建設水道課管理係までお申し込みください。
- ※町営住宅備え付けの備品等についてはお問い合わせください。

■問い合わせ 建設水道課管理係 ☎85-6140